

指定管理者候補者選定の概要（公共外貿コンテナふ頭施設等）

1 公共外貿コンテナふ頭施設等（品川ふ頭外貿岸壁外 4 施設）【特命】

(1) 指定管理者候補者の名称

東京港埠頭株式会社

(2) 選定方法

第 1 回選定委員会において、以下の理由から特命により指定管理者候補者を選定することを決定した。

【特命理由】

外貿コンテナふ頭（岸壁・棧橋・荷さばき施設等）の管理運営実績とノウハウを活用し、都が所有する岸壁・棧橋と、候補者団体が所有する背後の荷さばき施設（ガントリークレーン・ヤード等）を一体的に管理運営することで、使いやすい港づくりを進め、消費者である都民の生活の向上につなげるため。

(3) 選定理由（議事要旨）

- ・ 事業者の財務状況は安定的であり、また、これまでの管理実績から施設の現状・特性等を適切に理解しており、当該事業を遂行していく上での十分な能力を有している。
- ・ 背後施設の利用状況に合わせ係船調整等を行うなど、岸壁・棧橋と背後施設との一体的な管理により、効果的・効率的な管理運営が期待できる。
- ・ 都の管理運営基準に沿った管理・監督体制が取られており、修繕規模の大小や緊急性の高低に応じた積極的な対応により、施設の適正な維持管理が期待できる。
- ・ 事業計画書において、人件費、事業費及び収入見込の積算内訳等が適切かつ具体的に記入されており、適切な収支計画と評価できる。

(4) 候補者の事業計画概要

管理運営に関する基本的事項、人員配置計画、運営管理計画、施設維持管理計画及び施設の使用許可等については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/shiteikanrisya/sentei/index.html>